

相続税・贈与税

法人版事業承継税制 特例承継計画の提出期限の延長（相続税・贈与税）

ポイント

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、特例措置を受けるための特例承継計画の提出期限が、従来の令和5年3月31日から1年間延長されます。

改正内容

【留意点】

特例承継計画の提出期限は令和6年3月31日まで延長されますが、特例制度の適用期限（令和9年12月31日）については、延長は行われません。

	現 行	改正案
特例承継計画の提出期限	令和5年3月31日	令和6年3月31日
特例制度の適用期限	令和9年12月31日	<u>改正なし（延長なし）</u>

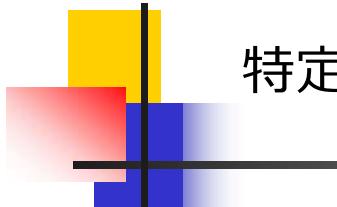
■特例制度の適用期限までは延長されなかった理由

今回の税制改正大綱によると、特例制度の適用期限までは延長されなかった理由は、日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上が待ったなしの課題であり、事業承継を集中的に進めるためであるとされています。

事業承継を検討している中小企業経営者の方々には、適用期限が到来することを見据え、早期に事業承継に取り組むことが期待されています。

適用時期

特例承継計画の提出期限：令和6年3月31日まで（1年間延長）



特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度（相続税・贈与税）

ポイント

特定の美術品に係る相続税の納税猶予は見直し等の上、引き続き、適用できるようになります。

改正内容

現行

■特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度

【要件】

- ①個人が、美術館（※1）と特定美術品（※2）の長期寄託契約を締結
- ②文化財保護法に規定する保存活用計画の文化庁長官の認定を受け、その美術館（以下「寄託先美術館」という。）にその特定美術品を寄託
- ③上記の個人が死亡し、その特定美術品を相続又は遺贈により取得した者（以下「寄託相続人」という。）がその長期寄託契約及び保存活用計画に基づき寄託を継続

担保の提供を条件に、その寄託相続人が納付すべき相続税額のうち、その特定美術品に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。

※1 博物館法に規定する博物館又は博物館相当施設のうち、特定美術品の公開及び保管を行うもの

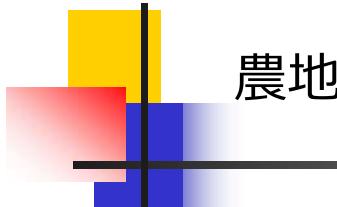
※2 国宝、重要文化財の美術工芸品及び登録有形文化財の美術工芸品のうち世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有するもの

改正案

博物館法（改正を前提）の登録を受けた博物館及び指定を受けた博物館に相当する施設について、審査基準の見直し等の措置が講じられた後も引き続き、特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度等が適用されます。

適用時期

明記なし



農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度（相続税・贈与税）

ポイント

農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予は見直しの上、引き続き、適用できるようになります。

改正内容

現行

■相続税の納税猶予制度

【要件】

相続又は遺贈により農地等（農地、採草放牧地及び準農地）を取得し、当該農地及び採草放牧地が引き続き農業の用に供される場合

本来の相続税額のうち農業投資価格を超える部分に対応する相続税が、一定の要件のもとに納税が猶予され、相続人が死亡した場合等に猶予税額が免除されます。

■贈与税の納税猶予制度

【要件】

農業を営む者が、その農業の用に供している一定の農地等を農業後継者（推定相続人の1人）に一括して贈与した場合

後継者に課税される贈与税の納税が猶予され、贈与者又は受贈者のいずれかが死亡したときに贈与税は免除されます。

改正案

農業経営基盤強化促進法等の改正を前提に、農用地利用集積計画の農用地利用集積等促進計画（仮称）への統合等の措置が講じられた後も引き続き、農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度が適用されます。

適用時期

明記なし

相続税に係る死亡届の情報等の通知 (贈与税・相続税)

ポ イ ン ト

市町村長の通知事項に、不動産の固定資産課税台帳の登録事項が追加されます。

改 正 内 容

現 行

市町村長等が死亡又は失踪に関する届書を受理したときは、下記の事項を、届書を受理した日の属する月の翌月末日までにその所在地の所轄税務署長に通知（相続税法第58条）

○通知事項

(1) 死亡届書に記載された事項（戸籍法86条2項、同法施行規則58条）

- ①死亡年月日時分及び場所
- ②死亡者の男女の別
- ③死亡者が外国人であるときはその国籍
- ④死亡当時における配偶者の有無（配偶者がないときは未婚又は直前の婚姻について死別若しくは離別の別）
- ⑤死亡当時の生存配偶者の年齢
- ⑥出生後30日以内に死亡したときは、出生の時刻
- ⑦出生後8日以内に死亡したときは、死亡者の出生の届出をした市町村名及び届出月日
- ⑧死亡当時の世帯の主な仕事並びに国勢調査実施年の4月1日から翌年3月31日までに死亡したときは死亡者の職業等
- ⑨死亡当時における世帯主の氏名

(2) 失踪届出に記載された事項（戸籍法94条）

- ①裁判により失踪宣告の確定した日
- ②民法第31条により死亡したとみなされた日

改正案

- ①法務大臣は死亡等に関する届書に係る届書等情報等の提供を受けたときは、その届書等情報等と戸籍等の副本に記録されている情報を提供を受けた日の属する月の翌月末日までに国税庁長官へ通知しなければならなくなります。
- ②市町村長は、**改正前の通知事項以外**に死亡者が有していた**土地又は家屋に係る固定資産課税台帳の登録事項等**をその市町村の事務所の所在地の所轄税務署長に通知しなければならなくなります。

適 用 時 期

明記なし

今後の検討事項～相続時精算課税制度・暦年贈与制度（贈与税・相続税）

ポイント

令和4年度税制改正では、贈与税の見直しは見送されました。
今後、富裕層の相続税負担の回避及び格差の固定化の防止等の観点から、現行の贈与税の見直しが検討される予定です。

検討事項

【問題認識】

- ✓ 相続税と贈与税は別個の税体系
- ✓ 相当に高額な相続財産を有する層にとっては、財産の分割贈与を通じて相続税の累進負担を回避しながら多額の財産の移転が可能

【今後の検討事項】

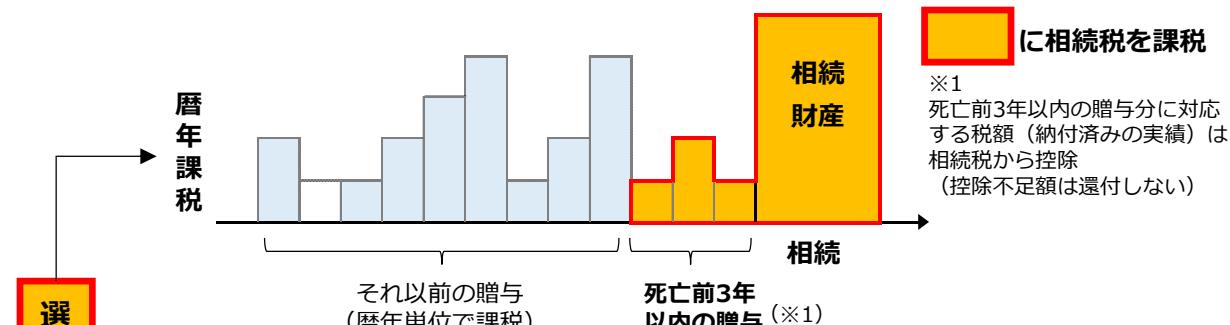
諸外国の制度参考にしつつ、相続税と贈与税を一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を検討

【参考】

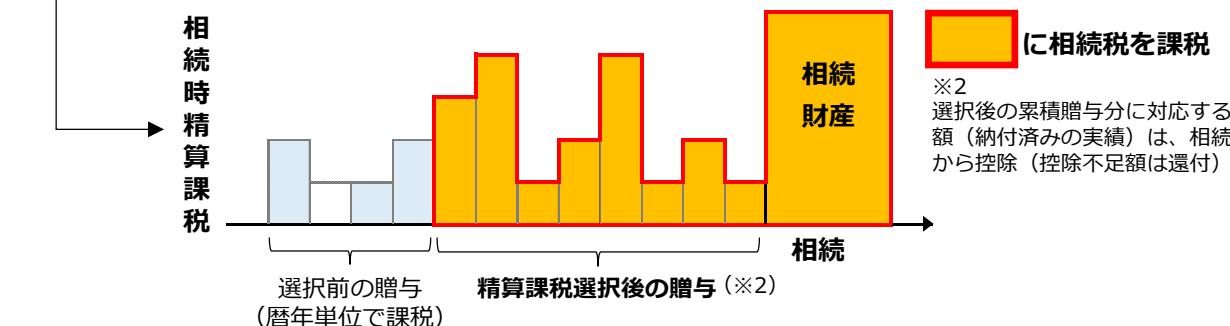
諸外国では一定期間の累積贈与額と相続財産に対して一体的に課税

- アメリカ … 一生涯
- ドイツ … 10年
- フランス … 15年

- ①贈与税と相続税は別体系であり、
②相続前3年以内の贈与のみ相続財産額に加算して相続税を課税



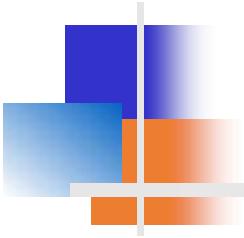
- ①贈与税と相続税は別体系であるが、
②選択後の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税



出典：財務省説明資料「資産の移転時期の選択に中立な税制の構築等について」令和2年11月13日を加筆修正

適用時期

明記なし



個人所得課稅

少額投資非課税制度（NISA）における上場株式等の受け入れ要件の変更 (所得税)

ポイント

少額投資非課税制度（NISA）において、上場株式等を購入し運用する際は、その購入日以前6ヵ月以内かつ、購入日の前年までに、上場投資信託の購入等をおこなうことが必要になります。

改正内容

現行に至るまでの改正履歴

要件	令和2年度改正以前
口座開設可能期間	平成26年～令和5年
非課税投資額上限	年間120万円（※1）
投資方法	制限なし
投資対象商品	上場株式、上場投資信託（ETF）、公募株式投資信託等
購入時期	制限なし

	令和2年度改正	
	特定累積投資勘定 (右図の1階部分)	特定非課税管理勘定 (右図の2階部分)
口座開設可能期間	令和6年～令和10年	
非課税投資額上限	年間20万円（※2）	年間102万円（※2）
投資方法	定期的、継続的な投資	制限なし
投資対象商品	上場投資信託（ETF）・ 公募株式投資信託	上場株式・上場投資信託（ETF）・ 公募株式投資信託など
購入時期	制限なし	上場株式等を購入する6ヵ月 前までに、特定累積投資勘定 での上場（公募）投資信託の 購入が必要

※1 令和5年までの非課税投資額

上場株式
公募等株式投資信託

非課税
120万円×5年

※2 令和6年以降の非課税投資額

2階

上場株式等
(特定非課税管理勘定)

非課税
102万円×5年

1階

公募等株式投資信託
(特定累積投資勘定)
非課税
20万円×5年

令和4年度改正で「前年までの購入」
の要件が追加

出典：国税庁資料に加筆修正

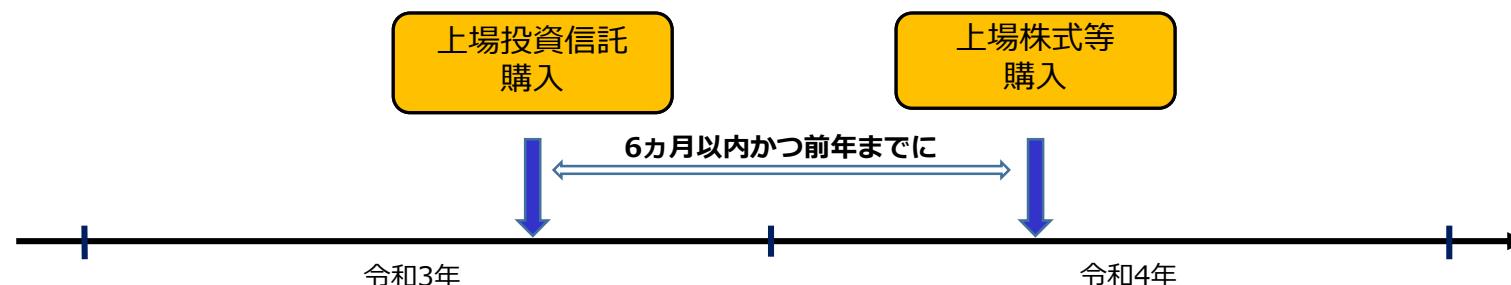
少額投資非課税制度（NISA）における上場株式等の受け入れ要件の変更 (所得税)

改正内容

非課税口座内で上場株式等により運用を行う場合には、下記の要件を満たすことが必要となります。

	現 行	改正案
要件・時期	原則として、上場株式等の購入（※1）をおこなう6ヵ月以内に、上場投資信託の購入等（※2）をおこなう必要があります。	上場株式等の購入（※1）をおこなう6ヵ月以内、かつ、同日が属する年の前年までに、上場投資信託の購入等（※2）をおこなう必要があります。

- ※1 上場株式等の購入等による投資商品の受け入れは、特定非課税管理勘定（前頁の図の2階部分）においておこなわれます。
- ※2 上場投資信託等の購入による投資商品の受け入れは、特定累積投資勘定（前頁の図の1階部分）においておこなわれます。



適用時期

明記なし

NISA口座開設時におけるマイナンバーカード等の活用

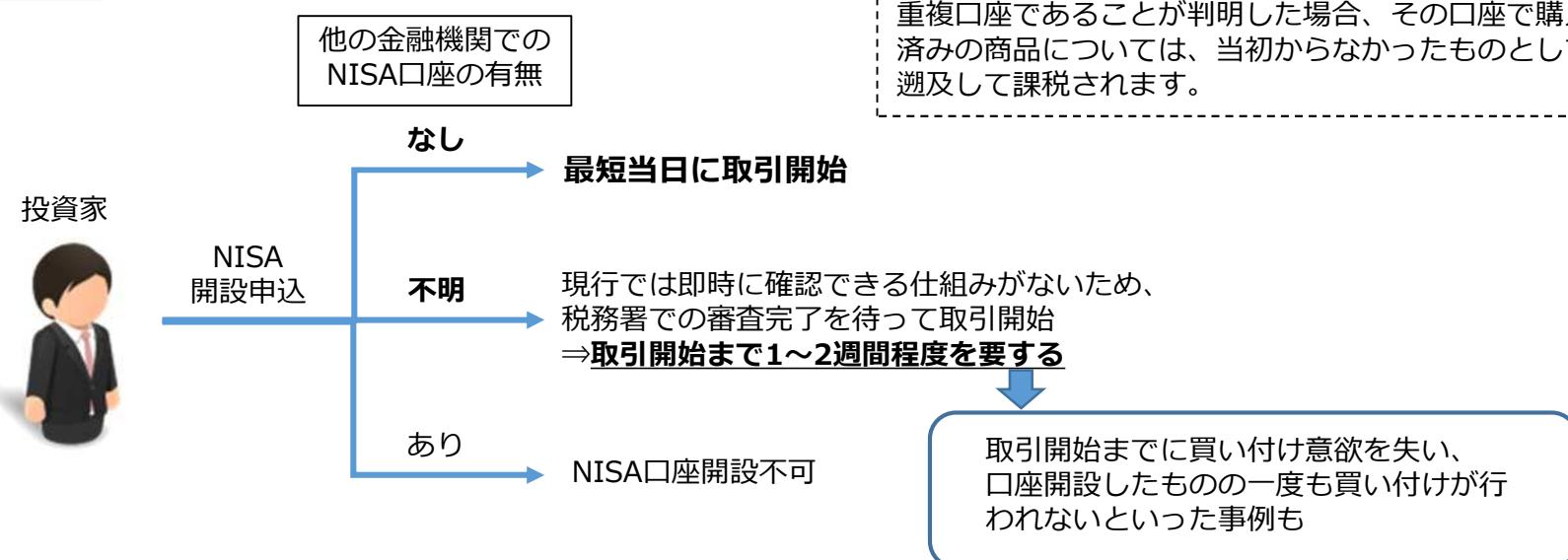
ポイント

NISA口座開設時に、申込者が他の金融機関でNISA口座を開設しているか不明と申し出ると、審査完了に時間がかかる状況であるため、運用上の整備で改善が図られます。

改正内容

現行

【NISA口座開設申込のフロー】



改正案

投資者が自身のNISA口座の有無等をマイナポータル等で確認できるよう整備

出典：金融庁資料に一部加筆

適用時期

明記なし

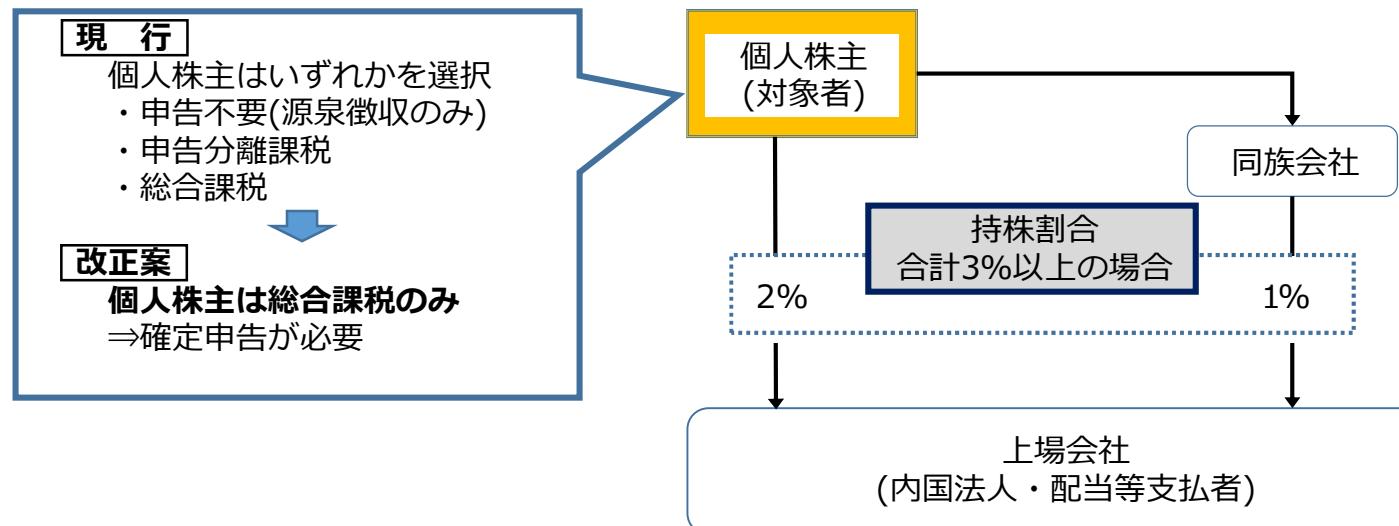
上場株式等に係る配当所得等の課税の特例 (個人所得税)

ポイント

- (1) 個人株主と同族会社との株式保有割合が合計3%以上となる場合には、配当所得は総合課税になります。
- (2) 配当等の支払をする内国法人は、持株割合1%以上の個人株主に関する報告書を所轄税務署長に提出が必要となります。

改正内容

- (1) 大口株式等の要件の見直し：現行は持株割合が3%未満の場合は上場株式等の配当所得は3つの課税方式から選択できたものが、個人と同族会社との株式等保有割合が合計3%以上の場合、配当所得は総合課税のみとなります。



- (2) 配当等を支払う内国法人による報告書の提出義務

その配当等の支払に係る基準日で株式等保有割が1%以上となる個人株主の氏名、個人番号、株式等保有割合等を記載した報告書を、その支払が確定した日から1月以内に、所轄税務署長に提出しなければなりません。

適用時期

- (1) 令和5年10月1日以後に支払いを受ける上場株式等の配当等について適用
- (2) 令和5年10月1日以後に支払うべき上場株式等の配当等について適用

上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し（個人住民税）

ポイント

上場株式等の配当所得等については、所得税と個人住民税の課税方式を一致する形に見直されます。

改正内容

現行

配当所得の課税方法は下記の3種類から選択でき、所得税と個人住民税の課税方式が異なる選択も可能（※1）

※1 確定申告と別途、住民税の申告等が必要

【選択できる課税方式】

- (1) 総合課税…他の所得と合算され、超過累進税率により課税
- (2) 申告分離課税…他の所得と合算せず、所得税15.315% + 住民税5%の税率を適用
- (3) 申告不要制度…源泉徴収により課税関係が完結

■現行の所得税と個人住民税の課税方式が異なる選択したときに、メリットが生じる例

- ・所得税は総合課税、住民税は申告不要制度（又は申告分離課税）を選択して、住民税の増加を回避
- ・国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各制度の社会保険料は主に、住民税における所得金額をもとに決定されるため、住民税のみ申告不要制度を選択して、社会保険料の増加を回避

見直し

改正案

個人住民税の特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させることになります。
また、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件が所得税と一致するよう規定の整備がなされます。

適用時期

令和6年度分以後の個人住民税について適用

財産債務調書制度等の見直し (所得税)

ポ イ ン ト

財産債務調書制度等の提出義務者の範囲が拡大されますが、提出期限は翌年6月30日になります。

改 正 内 容

項目	現 行	改正案
(1) 提出義務者	確定申告書を提出しなければならない方のうち、 その年分の所得金額（※1）が2,000万円超で次のいずれかに該当する方 ①その年12/31時点で有する財産の価額が3億円以上 ②その年12/31時点で有する国外転出時特例対象財産 （※2）の価額が1億円以上	左記に加え、 その年12/31時点で有する 財産価額が10億円以上の居住者
(2) 提出期限（※3）	その年の翌年3月15日	その年の 翌年6月30日
(3) 省略可能項目（※3）	取得価額100万円未満の「その他の動産の区分に該当する家庭用財産」	取得価額 300万円未満 の「その他の動産の区分に該当する家庭用財産」
(4) 期限後提出時の有効規定 (期限内提出とみなされるもの) (※3)	その提出が、調査があつたことにより更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないこと	左記のうち、調査通知前になされたものに限り適用

※1 退職所得を除く各種所得金額の合計額

※2 所得税法第60条の第1項に規定する有価証券等並びに同条第2項に規定する未決済信用取引等及び同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引に係る債権

※3 国外財産調書についても同様

適 用 時 期

(1) ~ (3) …令和5年分以後 (4) …令和6年1月1日以後提出されるものについて適用

納税地の特例制度等に係る届出の見直し（所得税）

ポイント

納税地の特例制度等に係る届出について、下記の見直しがおこなわれます。

改正内容

現行

■所得税の納税地

原則：住所地

（国内に住所がなく居所がある場合には、その居所地が納税地）

特例：国内に住所のほかに居所や事業所がある場合には、住所地に代えて居所地や事業所の所在地を納税地とすることができます。

（特例の適用を受けるためには、所轄税務署長への「納税地の異動又は変更に関する届出書」提出が必要）

※ 納税地の変更や異動があった場合には、所轄税務署長への届出が必要

見直し

改正案

納税地の変更や異動があった場合でも、届出書の提出が不要となります。

適用時期

令和5年1月1日以後の納税地の変更等について適用

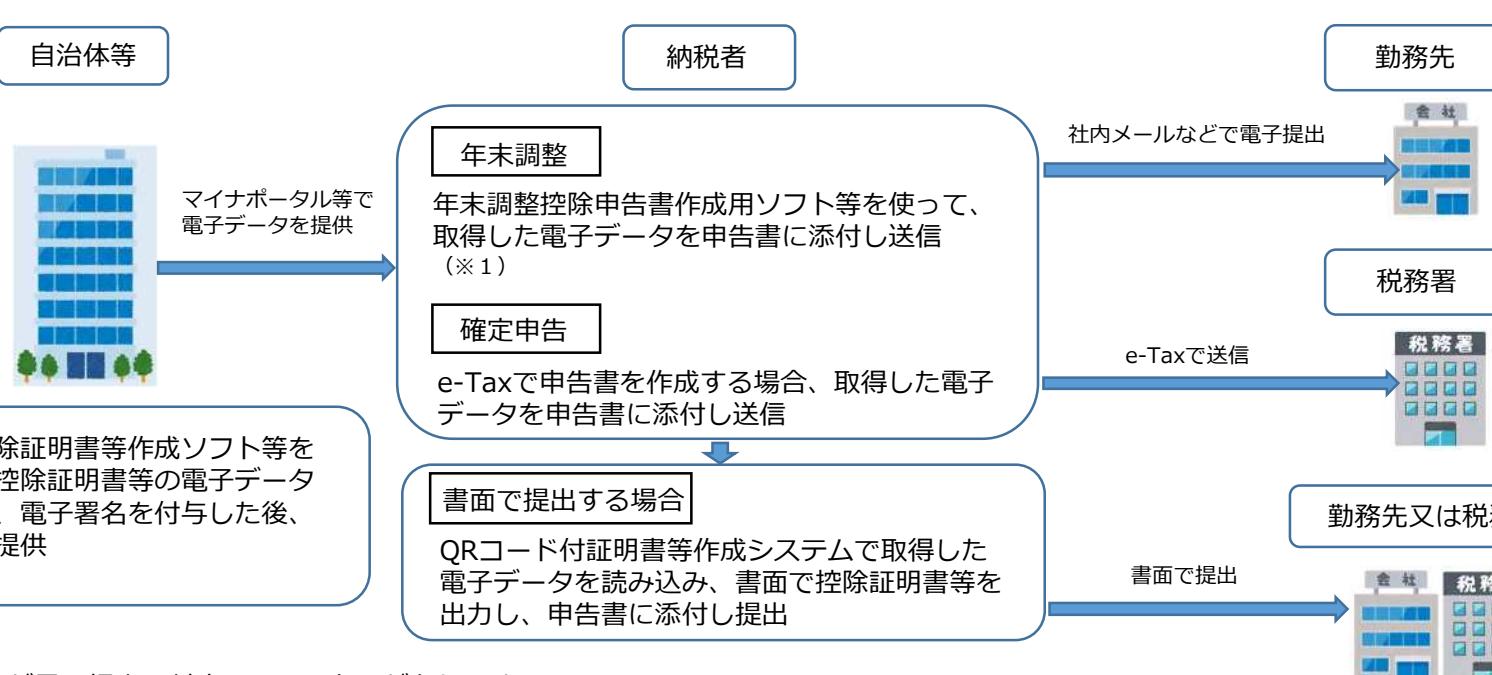
確定申告・年末調整の添付書類の範囲の見直し（所得税）

ポイント

確定申告や年末調整における添付書類の範囲（社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除）が下記のように見直されます。

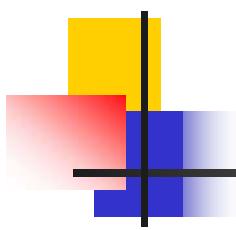
改正内容

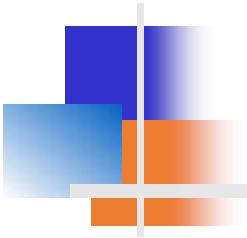
- 確定申告又は年末調整での社会保険料控除及び小規模企業共済等掛金控除証明書は、従来は書面による添付が必要でしたが、電子データによる控除証明書の交付を受けた場合は、勤務先や税務署に電子的に提出・送信ができるようになります。



適用時期

令和4年10月1日以後に給与所得者の保険料控除申告書を提出する場合
及び令和4年分以後の確定申告書を提出する場合について適用





土地住宅税制

住宅借入金等を有する場合の特別控除の改正① (所得税・住民税)

ポイント

適用期限の延長及び控除率、控除対象借入限度額等の見直しが行われます。
また、認定住宅に加えてZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅についても上乗せ措置を講じるなど、カーボンニュートラル実現にむけた措置が講じられます。

改正内容

■税額控除額の計算に影響のある主な改正内容

改正案	概要
(1) 適用期限の延長	適用の期限が令和3年12月31日から令和7年12月31日まで延長されます。 (4年間の延長)
(2) 控除率の引き下げ	1%から0.7%に引き下げられます。
(3) 控除対象借入限度額の見直し	借入限度額の上限が環境性能に応じた4つの区分に見直され、各区分上限額について段階的な引き下げがおこなわれます。 また、既存住宅の取得等に係る借入限度額についても見直しがおこなわれます。
(4) 控除期間の延長	原則10年から13年に延長されます。 (現行制度上は特例として13年が適用されています) (認定住宅等以外の住宅については令和6年以後に適用を受けた場合又は既存住宅の取得等により当該適用を受ける場合には控除期間は10年になります)
(5) 所得要件の引き下げ	特別控除を受ける年の合計所得金額の要件が3,000万円以下から2,000万円以下に引き下げられます。
(6) 住民税の税額控除限度額	年13.65万円から年9.75万円に引き下げられます。

適用時期

令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用

住宅借入金等を有する場合の特別控除の改正② (所得税・住民税)

ポイント

令和3年までその他住宅に含まれていたZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅について新たな区分が設けられ、令和4年以後は各区分ごとに税額控除限度額、控除期間が定められます。また、控除対象借入限度額・税額控除限度額の段階的な引き下げがおこわれます。

改正内容

			入居年				
			令和3年 (現行) (※1)	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
新築住宅・販売再販	認定住宅	控除対象借入限度額 税額控除限度額 (控除率)	5,000万円 年50万円 (1%)	5,000万円 年35万円 (0.7%)		4,500万円 年31.5万円 (0.7%)	
		控除期間	13年		13年		
	ZEH水準省エネ住宅	控除対象借入限度額 税額控除限度額 (控除率)	4,000万円 年40万円 (1%)	4,500万円 年31.5万円 (0.7%)		3,500万円 年24.5万円 (0.7%)	
		控除期間	13年		13年		
既存住宅	省エネ基準適合住宅	控除対象借入限度額 税額控除限度額 (控除率)	4,000万円 年40万円 (1%)	4,000万円 年28万円 (0.7%)		3,000万円 年21万円 (0.7%)	
		控除期間	13年		13年		
	その他の住宅	控除対象借入限度額 税額控除限度額 (控除率)	4,000万円 年40万円 (1%)	3,000万円 年21万円 (0.7%)		2,000万円 ※2 年14万円 (0.7%)	
		控除期間	13年	13年		10年	
	認定住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	控除対象借入限度額 税額控除限度額 (控除率)	4,000万円 年40万円 (1%)		3,000万円 年21万円 (0.7%)		
		控除期間	13年		10年		
	その他の住宅	控除対象借入限度額 税額控除限度額 (控除率)	4,000万円 年40万円 (1%)		2,000万円 年14万円 (0.7%)		
		控除期間	13年		10年		
住民税控除限度額			年13.65万円		年9.75万円		

※1 現行制度の各金額及び控除期間は取得等の対価の額に消費税額等が含まれ、一定期間中に契約の締結がされている場合の金額及び年数になります。

※2 その他の住宅を新築等する場合、登記簿上の建築日付が令和6年7月1日以後のもの（令和5年12月31日以前に建築確認を受けたものを除く）については本特例の適用はできません。

住宅借入金等を有する場合の特別控除の改正③ (所得税・住民税)

ポイント

特別控除を受けようとする個人から一定の債権者に対する申請書の提出、確定申告等をおこなう際の添付書類の不要化など、特別控除を受けようとする場合の手続きについて一部改正がおこなわれます。

改正内容

■ その他の改正内容

改正案	概要
(1) 床面積要件の緩和	令和5年12月31日以前に建築確認を受けた住宅新築等については、床面積40m ² 以上50m ² 未満の場合でも、適用を受ける年分の合計所得金額が1,000万円以下の場合に限り当該特別控除の適用が受けられます。
(2) 既存住宅の築年数要件の廃止	既存住宅の適用要件のうち、築年数要件（現行：建築から取得の日までの期間が20年又は25年以下であること）が廃止され、新耐震基準への適合要件が追加されます。なお、登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋については新耐震基準に適合しているものとみなされます。
(3) 債権者に対する申請書の提出	令和5年1月1日以後に居住の用に供する家屋について当該特別控除の適用を受けようとする場合には、一定の債権者に対して申請書の提出が必要になります。 (当該申請書の提出を受けた債権者は、住宅借入金等の金額を記載した調書を一定期日までに所轄税務署長へ提出する必要があります)
(4) 確定申告時及び年末調整時の添付書類不要化	令和5年1月1日以後に居住の用に供する家屋について当該特別控除の適用を受けようとする場合には、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書及び工事の請負契約書の写し等を確定申告書に添付する必要がなくなります。 また、年末調整の際にも住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書の提出が不要となります。

適用時期

- (1) ~ (3) 令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用
- (4) 令和6年1月1日以後に行う確定申告及び年末調整について適用

認定住宅等の新築等をした場合の特別控除の改正 (所得税)

ポイント

適用期限が令和3年12月31日から令和5年12月31日になります（2年間の延長）。
また、対象住宅にZEH水準省エネ住宅が追加されます。

改正内容

■制度の内容

対象となる認定住宅等を新築等して適用期間中に居住の用に供し一定要件を満たした場合に、認定住宅等の認定基準適合のために必要となる標準的なかかり増し費用の10%を、原則としてその年分の所得税額から控除する制度です。

【現 行】

居住の用に供した年	対象となる住宅	標準的なかかり増し費用の限度額	控除率
平成26年4月1日から 令和3年12月31日まで	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	650万円（※）	10%

【改正案】

居住の用に供した年	対象となる住宅	標準的なかかり増し費用の限度額	控除率
<u>令和4年1月1日から 令和5年12月31日まで</u>	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅 <u>ZEH水準省エネ住宅</u>	650万円（※）	10%

※ 対象住宅の新築等に係る対価等の額に消費税等が含まれない場合には限度額は500万円になります。

適用時期

令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用

既存住宅の特定改修をした場合の特別控除の延長①

ポイント

住宅等を新築等又は改修等した場合の所得税額の特別控除について、適用期間の延長されるものは次のとおりです。

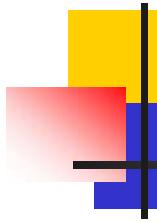
改正内容

項目	延長期間
特定の改修工事をして令和4年及び令和5年に居住の用に供した場合の標準的な工事費用の額に係る控除対象限度額及び控除率は次のとおりです。	居住の用に供した期間を2年延長 【現行】 令和3年12月31日 【改正案】 令和5年12月31日

※ カッコ内の金額は、省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合の控除対象限度額になります。

適用時期

令和5年12月31日まで延長



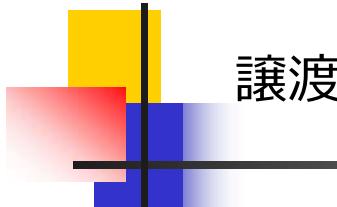
既存住宅の特定改修をした場合の特別控除の延長②

ポイント

通常の税額控除の他、一定要件のもと控除限度額を超える部分の控除が受けられます。

改正内容

項目	内容
適用要件	令和4年1月1日～令和5年12月31日の間に、居住している一定の家屋の対象工事等（前ページ参照）を行い、工事の日から6月以内に居住した場合。
原則	対象工事等に係る「標準的な工事費用×10%」（限度額 20万円～60万円）
追加控除	一定の要件のもと「 $(①+②) \times 5\%$ 」相当額を控除する。 ① 対象工事等に係る標準的な工事費用の合計額のうち控除限度額を超える金額 ② 対象工事等と併せて行うその他一定の工事費用（補助金の交付がある場合には除く） ※ 「対象工事等の標準的な工事費用相当額の合計額」と「1,000万円 △対象工事等の標準的な工事費用相当額の合計額（上限は控除対象限度額まで）」のいずれか低い金額を限度とする。
標準的な工事費用	① 標準的な工事費用の金額とは… 「耐震改修工事又は対象工事の種類ごとに定められた金額」×工事床面積 ② 補助金がある場合…①から控除する ③ 工事費用の控除対象限度額…200万円～600万円 ④ 標準的な工事費用の額については、工事を実績を踏まえ見直しが行われる
省エネ改修工事の適用対象範囲の見直し	現 行：全ての居室の、全ての窓の断熱改修工事、左記と併せて行う天井、壁若しくは床の断熱改修工事 改正案：窓の断熱工事、左記と併せて行う天井、壁若しくは床の断熱改修工事（一部でも可）



譲渡所得等の特例の延長・縮減（法人税・所得税・住民税）

ポイント

譲渡所得等の特例等について、適用期間の延長・縮減されるものは次のとおりです。

改正内容

項目	延長・縮減期間
1. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除	【現行】 令和3年12月31日
2. 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算・繰越控除	【改正案】 令和5年12月31日 まで2年延長
3. 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例（適用要件の追加） (1) 対象住宅（買換資産） ① 令和6年1月1日以後に建築確認を受ける住宅（登記簿上の建築日付が同年6月30日以前のものを除く） ② 建築確認を受けない住宅で登記簿上の建築日付が同年7月1日以降のものである場合の住宅 (2) 追加要件 「一定の省エネ基準を満たすこと」を追加（令和4年1月1日以降に行う譲渡資産の譲渡に係る買換資産について適用）	
4. 特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例 集落地域整備法に係る措置を廃止	廃止（法人税についても廃止）

適用時期

- ～3. 令和5年12月31日までの居住用財産の譲渡まで延長
- 明記なし



所有者不明土地等に係る課税上の対応（所得税、法人税）

ポイント

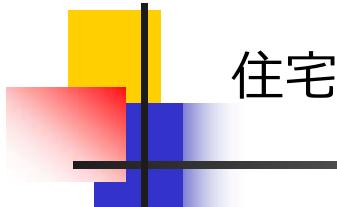
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の改正を前提に、一定の場合譲渡所得の課税の特例対象となります。

改正内容

対象となる譲渡	特例措置
<p>(1) 裁定申請書（※）に記載された地域福利増進事業を行う事業者に対する一定の土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が、当該地域福利増進事業の用に供されるもの</p> <p>※ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の規定によりおこなわれた裁定</p>	優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の対象（所得税）
(2) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する土地収用法の特例の規定による収用	収用交換等の場合の譲渡所得の5,000万円特別控除等の対象（所得税、法人税）

適用時期

明記なし（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の改正を前提）



住宅取得等資金の贈与税の非課税

ポイント

- 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度が2年間延長されます。
- 非課税限度額が下記の通り引き下げられます。

改正内容

【非課税限度額】

令和4年1月1日以降の贈与について、新築等に係る契約の締結時期に関わらず、住宅取得等資金の贈与を受けて新築等をした次に掲げる住宅用家屋の区分に応じて、それぞれ次の金額となります。

		現行	改正案
耐震・省エネ・バリアフリーの住宅用家屋	消費税等10%	1,500万円	1,000万円
	上記以外	1,000万円	
上記以外の住宅用家屋	消費税等10%	1,000万円	500万円
	上記以外	500万円	
既存住宅用家屋の築年数要件	その取得の日以前20年以内に建築されたもの (耐火建築物の場合は25年以内)		築年数要件を廃止 新耐震基準に適合していること (※)
受贈者の年齢要件	贈与を受けた年の1月1日において20歳以上		18歳以上

※ 登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅用家屋とみなされます。

適用時期

令和4年1月1日から令和5年12月31日までの贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用（受贈者年齢要件は令和4年4月1日以後の贈与より適用）

土地等に係る固定資産税等の負担調整措置

ポイント

商業地等の令和4年度の課税標準額が、一定の金額に据え置かれます。

改正内容

固定資産税等の負担調整措置の継続（商業地等のみ）

負担水準が60%未満である商業地等について、令和4年度の固定資産税・都市計画税の課税標準額は、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の**2.5%**（現行：5%）を加算した額とされます。
ただし、その金額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とされます。
※ 住宅用地、農地等は、通常通り計算されます。

商業地等

令和2年度

課税標準額

令和3年度

課税標準額

令和3年度は据え置き

令和4年度

課税標準額

令和4年度は固定資産税評価額の**2.5%**を加算（現行：5%）

【参考】負担水準とは…本来の評価額等に対する、前年度の課税標準等の割合
(前年度の課税標準額等÷本来の価格等) ×100

適用時期

令和4年度の固定資産税等について適用

租税特別措置法等の新設・延長・拡充等及び廃止・縮減等

(登録免許税・印紙税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税)

ポイント

不動産取得税の新設、登録免許税、印紙税及び固定資産税・都市計画税の新設、延長・拡充等及び廃止・縮減等されるものは、次のとおりです。

改正内容

【新設：不動産取得税】

項目	内容
医療機関の開設者が、医療介護総合確保法に規定する認定再編計画に基づく医療機関の再編に伴い取得した一定の不動産	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律における認定再編計画に基づき取得した一定の資産にかかる不動産取得税について、課税標準を現行の1/2に相当する額を軽減

【延長・拡充等：登録免許税、印紙税、固定資産税・都市計画税】

項目	延長
(1) 住宅用家屋の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置	2年延長
(2) ①・住宅用家屋の要件について、築年数要件を廃止 ・新耐震基準に適合している住宅家屋であることを加えた上、登録免許税の税率の軽減措置 ①住宅用家屋の所有権の移転登記 ②特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記 ③住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記	2年延長
(3) 特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置	2年延長
(4) 認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置	2年延長
(5) マンション建替事業の施行者等が受ける権利交換手続開始の登記等に対する登録免許税の免税措置	2年延長
(6) 事業再編計画の認定要件が見直された後の産業競争力強化法に規定する認定事業再編計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置	2年延長

租税特別措置法等の新設・延長・拡充等及び廃止・縮減等

(登録免許税・印紙税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税)

改 正 内 容

項 目	延 長
(7) 特定創業支援等事業による支援を受けて行う会社の設立の登記に対する登録免許税の税率の軽減措置	2年延長
(8) 認定経営力向上計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置	2年延長
(9) 相続に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置 ①適用対象となる土地の範囲に、市街化区域内に所在する土地を追加 ②適用対象となる土地の価額の上限を100万円（現行：10万円）に引き上げ	3年延長
(10) 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置	2年延長
(11) 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置	3年延長
(12) 耐震改修等を行った住宅に係る固定資産税の税額の減額措置	2年延長
(13) バリアフリー改修を行った住宅に係る固定資産税の税額の減額措置	2年延長
(14) 省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置 ①適用対象となる住宅を平成26年4月1日（現行：平成20年1月1日）に存していた住宅に改正 ②工事費要件を、50万円超から60万円超に引き上げ	2年延長
(15) 新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置	2年延長
(16) 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置	2年延長
(17) 不動産取得税について、新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置	2年延長
(18) 新築の認定長期優良住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置	2年延長

租税特別措置法等の新設・延長・拡充等及び廃止・縮減等

(登録免許税・印紙税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税)

改 正 内 容

項 目	延 長
(19) マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定する施行者又はマンション敷地売却組合が取得する特定要除却認定マンション及びその敷地に係る不動産取得税の非課税措置	2年延長

【廃止・縮減等：不動産取得税、固定資産税・都市計画税】

項 目	延長・廃止
(1) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に規定する認定導入計画に基づき、電波法の規定によりローカル5G無線局に係る免許を受けた者が、新たに取得した一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の見直し ①対象資産の取得価格要件を2億円以下（現行：3億円以下）に引下げ ②適用対象となるシステムをその用途がローカル5Gシステムの特性を活用した先進的なデジタル化の取組みであるものに限定	2年延長
(2) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の認定を受けた事業者が、総合効率化計画に基づき取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税の課税標準の特例措置についての見直し ①適用対象となる倉庫及び附属機械設備について、その設備要件に物流業務の自動化・機械化関連機器を有するものであることの要件を加える ②適用対象から貨物用鉄道車両及び貨物搬送装置を除外	2年延長
(3) 中小企業者が取得する健康サポート薬局に供する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置	廃止

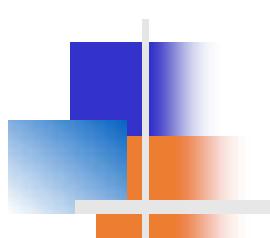
【新設】令和6年3月31日まで適用

【延長・拡充等】令和6年3月31日まで適用(2年延長の場合)

令和7年3月31日まで適用(3年延長の場合)

【廃止】令和4年3月31日まで適用

適 用 時 期



その他

適格請求書発行事業者の登録手続等の見直し

ポイント

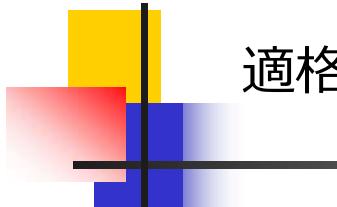
免税事業者における適格請求書発行事業者の登録手続等が見直されます。

改正内容

【免税事業者における適格請求書発行事業者の登録手続】

項目

- (1) 免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となります。
- (2) 上記(1)により登録日から課税事業者となる適格請求書発行事業者（その登録日が令和5年10月1日の属する課税期間中である者を除外）のその登録日の属する課税期間の翌課税期間からその登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、事業者免税点制度の適用ができません。
- (3) 特定国外事業者（事務所及び事業所等を国内に有しない国外事業者）以外で納税管理人を定めなければならない事業者が、適格請求書発行事業者の登録申請の際に納税管理人を定めていない場合には、税務署長はその登録を拒否することができます。
また、登録を受けている事業者が納税管理人を定めていない場合には、税務署長はその登録の取消しができます。
- (4) 事業者が適格請求書発行事業者の登録申請書に虚偽の記載をして登録を受けた場合には、税務署長はその登録の取消しができます。
- (5) その他適格請求書発行事業者の登録に係る所要の措置が講じられます。



適格請求書等保存方式での仕入税額控除等の見直し

ポイント

適格請求書等保存方式での仕入税額控除等が見直されます。

改正内容

【適格請求書等保存方式での仕入税額控除等の見直し】

項目
(1) 仕入明細書等による仕入税額控除は、その課税仕入れが他の事業者が行う課税資産の譲渡等に該当する場合に限られます。
(2) 区分記載請求書の記載事項に係る電磁的記録の提供を受けた場合には、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用を受けられます。
(3) 適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用対象となる棚卸資産は、その棚卸資産に係る消費税額の全部が、免税事業者から課税事業者となる場合の棚卸資産に係る消費税額の調整措置の対象とされます。
(4) 公売等により課税資産の譲渡等をおこなう事業者が適格請求書発行事業者である場合には、公売等の執行機関はその事業者に代わって適格請求書等を交付することができます。
(5) 課税仕入れ等に係る特定収入について仕入税額控除の制限を受ける事業者が、その特定収入の5%を超える金額を免税事業者等からの課税仕入れに充てた場合に、国等に対し一定の文書等において、その課税仕入れに係る支払対価の額を明らかにしているときは、その特定収入のあった課税期間の課税売上割合等に応じ、その課税仕入れに係る支払対価の額を基礎として計算した金額を、その明らかにした課税期間の課税仕入れ等の税額に加算できます。
(6) その他所要の措置が講じられます。

適用時期

令和5年10月1日以後に国内において事業者がおこなう資産の譲渡等及び課税仕入れから適用

帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の整備

ポイント

一定の帳簿の提示等をしなかった場合や売上金額等の記載が不十分である場合には、所得税・法人税・消費税の申告漏れ等に係る過少申告加算税・無申告加算税が10%又は5%加算されます。

改正内容

加算税の加重割合	要件
10%	一定の帳簿（※1）の提示等をしなかった場合、一定の帳簿に記載すべき事項のうち、売上金額若しくは業務に係る収入金額の記載が著しく不十分である場合（※2）
5%	提示等がされた一定の帳簿に記載すべき事項のうち、売上金額等の記載が不十分である場合（※3）（上記の「記載が著しく不十分である場合」を除きます）

- ※1 「一定の帳簿」とは、次に掲げる帳簿のうち、売上金額又は業務に係る収入金額の記載についての調査のために必要があると認められるものをいいます。
- (1) 所得税又は法人税の青色申告者が保存しなければならないこととされる仕証帳及び総勘定元帳
 - (2) 所得税又は法人税において上記（1）の青色申告者以外の者が保存しなければならないこととされる帳簿
 - (3) 消費税の事業者が保存しなければならないこととされる帳簿
- ※2 「記載が著しく不十分である場合」とは、帳簿に記載すべき売上金額又は業務に係る収入金額のうち2分の1以上が記載されていない場合をいいます。
- ※3 「記載が不十分である場合」とは、帳簿に記載すべき売上金額又は業務に係る収入金額のうち3分の1以上が記載されていない場合をいいます。
- ※4 納税者の責めに帰すべき事由がない場合は、上記加重措置は適用されません。

適用時期

令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税に適用

電子帳簿保存法（電子取引）の宥恕規定

ポイント

令和4年1月1日から検索要件等の保存要件を満たす形で電子取引情報に係る電子データの保存等が義務化されますが、一定の条件のもとに、宥恕規定が設けられます。

改正内容

■電子取引に係る電磁的記録の保存制度の宥恕規定

【対象】令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間の申告所得税・法人税に係る保存義務者が行う電子取引

次の①②の要件を満たす場合には、その電磁的記録の保存が出力画面等によることも令和5年12月31日までは認められるという経過措置が設けられます。

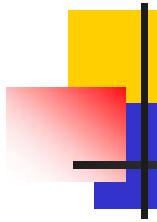
要件①	納税地等の所轄税務署長が、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができないことについて、やむを得ない事情があると認めること
要件②	当該保存義務者が、質問検査権に基づく当該電磁的記録の出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る）の提示又は提出の求めに応じることができるよう正在していること

※ 保存要件への対応が困難な事業者への実情に配慮したもので、引き続き所轄税務署長への手続きを要せず、その出力画面等による保存が可能となります。

ただし、これは経過措置であるため、令和5年12月31日までに電子帳簿保存法の要件を満たす保存に対する取り組みが引き続き求められている点に注意が必要です。

適用時期

令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報について適用



タイムスタンプの認定制度の創設に伴うスキャナ保存制度等の整備

ポイント

タイムスタンプの認定制度の創設に伴うスキャナ保存制度等が整備されます。

改正内容

現行

■スキャナ保存制度及び電子取引に係る電磁的記録の保存制度のタイムスタンプ要件

⇒その付与期間内に国税関係書類に係る電磁的記録又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録の記載事項には、一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプを付すこととされています。

改正案

■タイムスタンプの認定制度の創設に従い、令和4年4月1日以後のタイムスタンプ要件

⇒総務大臣が認定する時刻認証業務に係るタイムスタンプに変更されます。

※ 令和4年4月1日から令和5年7月29日までは従前どおり一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプを付すことを可能とする経過措置が講じられます。

適用時期

令和4年4月1日以後に保存が行われる国税関係書類又は電子取引の取引情報に係る電磁的取引に適用

e-Taxの利便性向上

ポイント

デジタル技術を活用し、納税者の申告・納税の利便性が図られます。

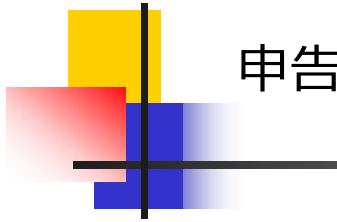
改正内容

項目	現行	改正案	適用時期
個人番号カードによるe-Taxの利便性の向上	個人番号カードを利用してe-Taxにより申請等を行う場合 ↓ e-Taxログイン時に「利用者証明用電子証明書のパスワード」を入力し、その申請等のデータに電子署名等を付して送信	あらかじめ一定の本人確認の措置が行われた場合には、個人番号カードを用いてe-Taxにより申請等を行う際に、ID・パスワードの入力や電子署名・電子証明書の送信が不要になります。	令和5年1月1日以後に行う申請等について適用
特定納付手続とe-TaxのID・パスワードの統一	①書面による申告を行いATMで納付（特定納付手続）する場合 →税務署から特定納付手続専用IDの発行を受けることが必要 ②e-Taxにより申告を行う場合 →e-Tax用ID・パスワードの発行を受けることが必要	e-Tax用ID・パスワードは特定納付手続にも利用可能であるため、①の特定納付手続専用IDの発行手続は廃止され、②のe-Tax用ID・パスワードの発行手続に統一されます。	令和5年1月1日から施行

地方税務手続のデジタル化

改正内容

項目	改正案	適用年月
eLTAXによる申告・申請に係る対象手続の拡大	納税者等が地方公共団体に対しておこなう全ての申告・申請等について、eLTAXでおこなうことができるよう所要の措置が講じられます。	令和4年4月1日から施行（実務的な準備が整つたものから順次対応）
eLTAXによる電子納付の対象税目の拡大	地方公共団体の収納事務をおこなう地方税共同機構が電子的に処理する特定徴収金の対象税目を拡大し、納税者が全ての税目について、eLTAXで納付をおこなうことができるよう所要の措置が講じられます。	令和5年4月1日以後の納付について適用
eLTAXによる電子納付に係る納付手段の拡大	<ul style="list-style-type: none">• eLTAXによる電子納付について、スマートフォン決済アプリやクレジットカード等による納付を可能とするため、納税者が、地方税共同機構が指定する者（機構指定納付受託者）に納付を委託できるようになります。• 機構指定納付受託者が指定日までに地方税共同機構に納付したときは、その委託を受けた日に遡って、納税者から納付があったものとみなされます。• 納税者が機構指定納付受託者を通じた納付手続をおこなった場合に、その機構指定納付受託者が指定日までに納付しなかったときには、地方公共団体は、保証人に関する徴収の例により当該機構指定納付受託者からの徴収となります。• 地方公共団体が、機構指定納付受託者の指定に関し、意見を述べることができる等の手続きについて、所要の措置が講じられます。• その他所要の措置が講じられます。	令和5年4月1日以後に地方税の納付を委託する場合について適用



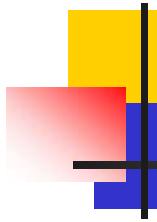
申告書等の記載事項・添付書面等記載事項の提供方法の見直し

ポイント

申告書等の記載事項や添付書面等記載事項の提供方法について見直されます。

改正内容

項目	現行	改正案	適用時期
修正申告書等の記載事項の整備	<ul style="list-style-type: none">■修正申告書等の記載事項<ul style="list-style-type: none">・修正申告等前の課税標準及び税額・修正申告等後の課税標準及び税額	<ul style="list-style-type: none">■記載不要となる事項<ul style="list-style-type: none">・当初申告等により税務当局が既に保有している修正申告等前の課税標準■引き続き記載が求められる事項<ul style="list-style-type: none">・最終的な納付税額（還付税額）を算出する過程において必要な情報	令和4年12月31日以後に課税期間が終了する国税（課税期間のないものは、同日以後にその納税義務が成立する国税）に係る修正申告書等
添付書面等記載事項の提供方法の見直し	<ul style="list-style-type: none">■e-Taxによる相続税申告の添付書面等記載事項の提供方法・イメージデータ（PDF）の送信	<ul style="list-style-type: none">■左記の提供方法に追加される方法<ul style="list-style-type: none">・光ディスク又は磁気ディスク <p>※法人税等の確定申告書等の添付書面等記載事項の提供方法からは、磁気テープを除外</p>	明記なし



輸出物品販売場制度の見直し

ポイント

外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）について見直されます。

改正内容

改正案

- (1) 輸出物品販売場において免税で購入することができる非居住者（以下「免税購入対象者」）の範囲を以下の者に限定
 - ①出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格をもって在留する非居住者
…短期滞在、外交又は公用の在留資格を有する者
 - ②日本国籍を有する非居住者
…国内に2年以上住所及び居所を有しないことについて、入国の日から起算して6月前の日以後に発行された在留証明又は戸籍の附票の写し（以下「証明書類」）により証明された者
- (2) 上記（1）②の者に対して免税事業をおこなう事業者は、証明書類に記載された情報を購入記録情報として国税庁長官に提供又は一定の方法により保存が必要となります。
- (3) 免税購入対象者がおこなう旅券情報の提供等は、デジタル庁が整備及び管理をする訪日観光客等手続支援システムを用いることができるようになります。
- (4) 免税で購入された物品を輸出しない場合に消費税の即時徴収等をおこなうときの税関長の権限について、税関官署の長へ委任できるようになります。
- (5) その他所要の措置が講じられます。

※ 上記の改正に伴い、輸出酒類販売場制度における非居住者の範囲、酒税の免税販売手続及び酒税の即時徴収等に係る税関長の権限等について、所要の措置が講じられます。

適用時期

- (1)～(3)、(5) 令和5年4月1日以後におこなわれる課税資産の譲渡等から適用
- (4) 令和4年4月1日以後におこなわれる即時徴収等から適用

消費課税に関するその他の改正 (延長・拡充)

改正内容

【延長・拡充：租税特別措置等】

改正案	延長期間
(1) 入国者が輸入する紙巻たばこ税の税率の特例措置の適用期限を延長	1年延長
(2) 沖縄発電用特定石炭等に係る石油石炭税の免税措置の適用期限を延長	2年延長
(3) 航空機燃料税の税率の特例措置について、税率を1klにつき13,000円（現行：9,000円）に引き上げた上、適用期限を延長	1年延長
(4) 沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置について、税率を1klにつき6,500円（現行：4,500円）に引き上げた上、適用期限を延長	1年延長
(5) 特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置について、税率を1klにつき9,750円（現行：6,750円）に引き上げた上、適用期限を延長	1年延長

【延長・拡充：国税】

改正案
(1) 児童福祉法の改正を前提に、改正後の障害児通所支援事業等について、引き続き消費税を非課税
(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の改正を前提に、改正後の障害福祉サービス事業等について、引き続き消費税を非課税
(3) 個人事業者の消費税の納税地の異動があった場合に提出する届出書について、令和5年1月1日以後の納税地の異動等から提出不要
(4) 消費税の仕入税額控除や輸出免税の要件として保存することとされている輸出許可書等の範囲に、これらの書類に係る電磁的記録を追加

税理士制度の見直し

ポイント

税理士制度について、次の見直しが行われます。

改正内容

項目	改正案
(1) 税理士の業務の電子化等の推進	①税理士及び税理士法人は、税理士業務の電子化等を通じて、納税義務者の利便向上及び税理士業務の改善進歩を図るよう努めるよう規定が設けられます。 ②税理士会等の会則に記載すべき事項に、税理士業務の電子化に関する規定を加え、この規定についてその会則を変更するときは、財務大臣の認可を受けることとなります。
(2) 税理士事務所の該当性の判定基準の見直し	税理士事務所に該当するかどうかの判定について、設備又は使用人の有無等の物理的な事実により行わないこととする等の運用上の対応が行われます。
(3) 税務代理の範囲の明確化	①税務代理を行うに当たって前提となる通知等について、税務代理権限証書に記載された税理士又は税理士法人が受けることができることを明確化する等の運用上の対応を行います。 ②税務代理権限証書について、税務代理しないものを記載することができるようとする等の見直しが行われます。
(4) 税理士会の総会等の招集通知及び議決権の行使の委任の電子化	税理士会等の総会等の招集通知及び議決権の行使の委任を電磁的方法により行うことができるようになります。
(5) 税理士名簿等の作成方法の明確化	税理士名簿及び税理士法人の名簿、税理士又は税理士法人が作成する税理士業務に関する帳簿等について、電磁的記録をもって作成することができるようになります（現行：磁気ディスク等により調製）。

適用時期

- ②は、令和5年4月1日から施行
- は、令和5年4月1日から適用
- ②は、令和6年4月1日以後に提出する税務代理権限証書について適用

税理士制度の見直し

改 正 内 容

項目	改正案
(6) 税理士試験の受験資格要件の緩和	①会計学に属する科目の受験資格が不要となります。 ②大学等において一定の科目を修めた者が得ることができる受験資格について、その対象となる科目が現行の法律学又は経済学に加え、社会科学に属する科目も拡充されます。
(7) 税理士試験受験願書等に関する様式の整備	税理士試験受験願書に関する様式について、その税理士試験受験願書に添付すべき写真の大きさ以外の制限を不要とする等の見直しが行われます。
(8) 税理士法人制度の見直し	①税理士法人の業務の範囲に、次に掲げる業務が加えられます。 ・租税に関する教育その他知識の普及及び啓発の業務 ・後見人等の地位に就き、他人の法律行為について代理を行う業務等 ②税理士法人の社員の法定脱退事由に、懲戒処分等により税理士業務が停止されたことが加えられます。
(9) 懲戒処分を受けるべきであったことについての決定制度の創設等	①財務大臣は、税理士であった者につき、税理士であった期間内に懲戒処分の対象となる行為又は事実があると認めたときは、懲戒処分を決定ができるようになります（官報に公告）。 ②税理士の欠格条項に、上記①による税理士業務の禁止の懲戒処分の決定を受けた日から3年を経過しないものが加えられます。 ③税理士の登録拒否事由に、上記①により税理士業務の停止の懲戒処分の決定を受けた者で、上記①により明らかにされた税理士業務の停止すべき期間を経過しないものが加えられます。

適 用 時 期

(6) は、令和5年4月1日から施行

税理士制度の見直し

改正内容

項目	改正案
(10) 懲戒処分等の除斥期間の創設	税理士等に係る懲戒処分について、懲戒の事由があったときから10年を経過したときは、懲戒の手続を開始することができないこととなります。 (注) 税理士法人の税理士法違反行為等に対する処分及び前頁(9)①の決定について、上記と同様の措置が講じられます。
(11) 税理士法に違反する行為又は事実に関する調査の見直し	①税理士法に違反する行為又は事実に関する調査に係る質問検査等の対象に、税理士であった者及び税理士業務の制限又は名称の使用制限に違反したと思料される者が加えられます。 ②国税庁長官は、税理士法に違反する行為又は事実があると思料するときは、関係人又は官公署に対し、当該職員をして、必要な帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めさせることとなります。
(12) 税理士が申告書に添付することができる計算事項、審査事項を記載した書面に関する様式の整備	税理士が申告書に添付することができる計算事項、審査事項等を記載した書面について、税理士の実務を踏まえたその書面に関する様式の簡素化等の見直しが行われます。

適用時期

- (10) は、令和5年4月1日以後にした違反行為について適用
- (11) ①は、令和5年4月1日以後に行う質問検査等について適用
- (11) ②は、同日以後に行う協力の求めについて適用
- (12) は、令和6年4月1日以後に提出する申告書に添付する書面について適用

令和4年度税制改正冊子作成委員会

東京 朝日税理士法人

作成担当者

- 〔本 部〕 愛知実希、石井学、石山大助、岩本治子、伊藤貴人、遠藤壮一郎、大黒裕子、小山裕一、
佐々木勇人、高橋秀平、鶴岡拓弥、林伸浩、松本敬史、三門翔太郎、安江利哉、山本孝幸、
渡邊光司
- 〔城 南〕 阿部清久、今井真由三、沖敦、金子勲、吉閑俊郎、小坂光重、佐澤龍彦、佐々木直美、
鈴木光、鈴木康大、須藤良明、宗田健二、福原聰、三井芳人、三宅庸介、森川ゆかり、
山本健史
- 〔神奈川〕 中村浩之

事 務 局

- 〔本 部〕 高尾英一、長谷川ルリ子、土田道太
- 〔城 南〕 木屋正樹、矢田真紀、小林浩二

連 絡 先

- 〔本 部〕 東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階
TEL 03-3556-6000 担当 長谷川ルリ子・土田道太
- 〔城 南〕 東京都世田谷区玉川台2-3-20
TEL 03-3700-3331 担当 木屋正樹・矢田真紀・小林浩二

本資料は、令和3年12月10日に公表された「令和4年度税制改正大綱」及び税制調査会等の資料等を基に、令和4年度に予定される税制改正の内容を解説したものです。改正は国会の審議を経て可決・決定されるものであり、本資料の内容には正確を期しておりますが、改正内容等の確実性・正確性・網羅性を保証するものではありません。予定される税制改正を踏まえ意思決定等をおこなうときは、必ず事前に顧問税理士等の専門家に相談してください。また、資料の出典については、出典先の資料をそのまま使ったケースと一部に加筆修正したケースがあります。